

金融円滑化に向けた取組みについて

J A前橋市（代表理事組合長 前原 良男）は、農業および地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に向けて取組んでおります。

今般、下記のとおり、金融円滑化にかかる取組みの基本的方針（別添）を制定し、取組み体制を強化いたしました。当J Aでは、この方針に基づきまして、お客さまからのご相談等にはより一層丁寧な対応を心掛けてまいります。

記

1 金融円滑化にかかる基本的方針

当J A前橋市（以下、「当J A」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当J Aの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当J Aの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当J Aは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当J Aは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当J Aは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当J Aは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 中小企業者等金融円滑化法への対応
 - (1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
 - (2) 当J Aは、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当J Aは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
 - (1) 常勤役員、参事、各室・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 金融担当常勤理事を「金融円滑化管理責任者」として、当J A全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 本所・支所・出張所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます
- 7 当J Aは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

2 金融円滑化の実施に向けた体制の強化

当JAは、本方針を適切に実施するため、以下のとおり体制を強化しております。

- (1) 適切な金融円滑化管理態勢を確立するため、金融円滑化管理要領を策定いたしました。
- (2) お客さまからの相談等に対して迅速かつ適切に対応するため、金融円滑化管理責任者・金融円滑化管理担当者・金融円滑化管理責任部署を設置し、金融円滑化に向けた体制を強化いたしました。
- (3) 金融円滑化に関する役職員の教育・研修等の実施により資質向上に努めます。

3 金融円滑化にかかる苦情・相談窓口の設置

以下の本所・支所・出張所の「ご相談窓口」にて、お客様からの貸出条件変更等にかかるご相談に応じております。

お客様のためのご相談窓口

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本所	前橋市富田町 2400-1	金融部	027-261-7529
木瀬支所	前橋市野中町 294-1	金融課	027-261-0219
小屋原出張所	前橋市小屋原町 1013-2	金融係	027-266-0029
荒砥支所	前橋市荒子町 338-1	金融課	027-268-2311
前橋支所	前橋市天川原町 1丁目 3-3	金融共済課	027-223-7411
上川渕支所	前橋市上佐鳥町 417-1	金融共済課	027-265-0221
南部支所	前橋市鶴光路町 200-1	金融課	027-265-0956
南橋支所	前橋市青柳町 339-1	金融共済課	027-231-2686
芳賀支所	前橋市鳥取町 829-1	金融課	027-269-7272
桂萱支所	前橋市上泉町 667-6	金融課	027-231-2285
東支所	前橋市箱田町 994-7	金融共済課	027-251-6426
元総社支所	前橋市元総社町 1丁目 25-1	金融共済課	027-251-2487
総社支所	前橋市総社町総社 1596-1	金融共済課	027-251-3036
清里支所	前橋市青梨子町 457-1	金融共済課	027-251-9511
富士見支所	前橋市富士見町田島 259-1	金融課	027-288-2233
小暮出張所	前橋市富士見町小暮 305-4	金融係	027-288-2004
大胡支所	前橋市大胡町 61	金融課	027-283-2027
宮城支所	前橋市鼻毛石町 198-11	金融課	027-283-2501
粕川支所	前橋市粕川町西田面 268-1	金融課	027-285-3111

ご相談受付時間月～金曜日：午前9時～午後5時（祝日及び休業日を除く）

※ 貸出条件変更等に係るご意見・苦情については、企画管理部にてお受けいたします。

・苦情相談窓口 TEL 027-261-3000

4 中小企業者等の事業改善または再生のための支援にかかる体制

金融円滑化責任部署及金融円滑化協議会を中心に経営改善または再生のための支援について真摯に取り組むとともに、役職員の資質向上に努めます。

以 上